

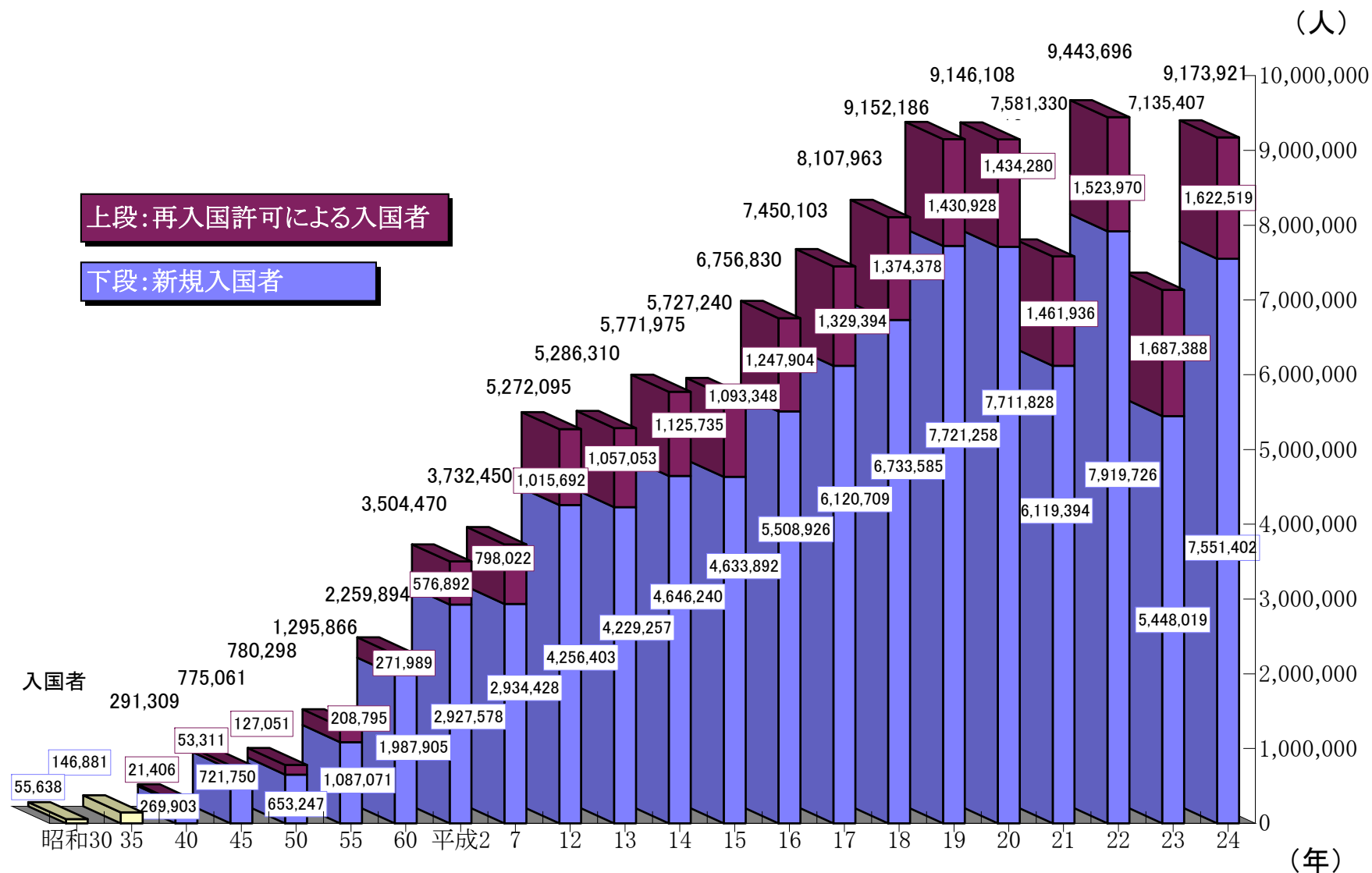
最近の出入国管理について



平成25年3月
法務省入国管理局

外国人入国者数の推移

資料2

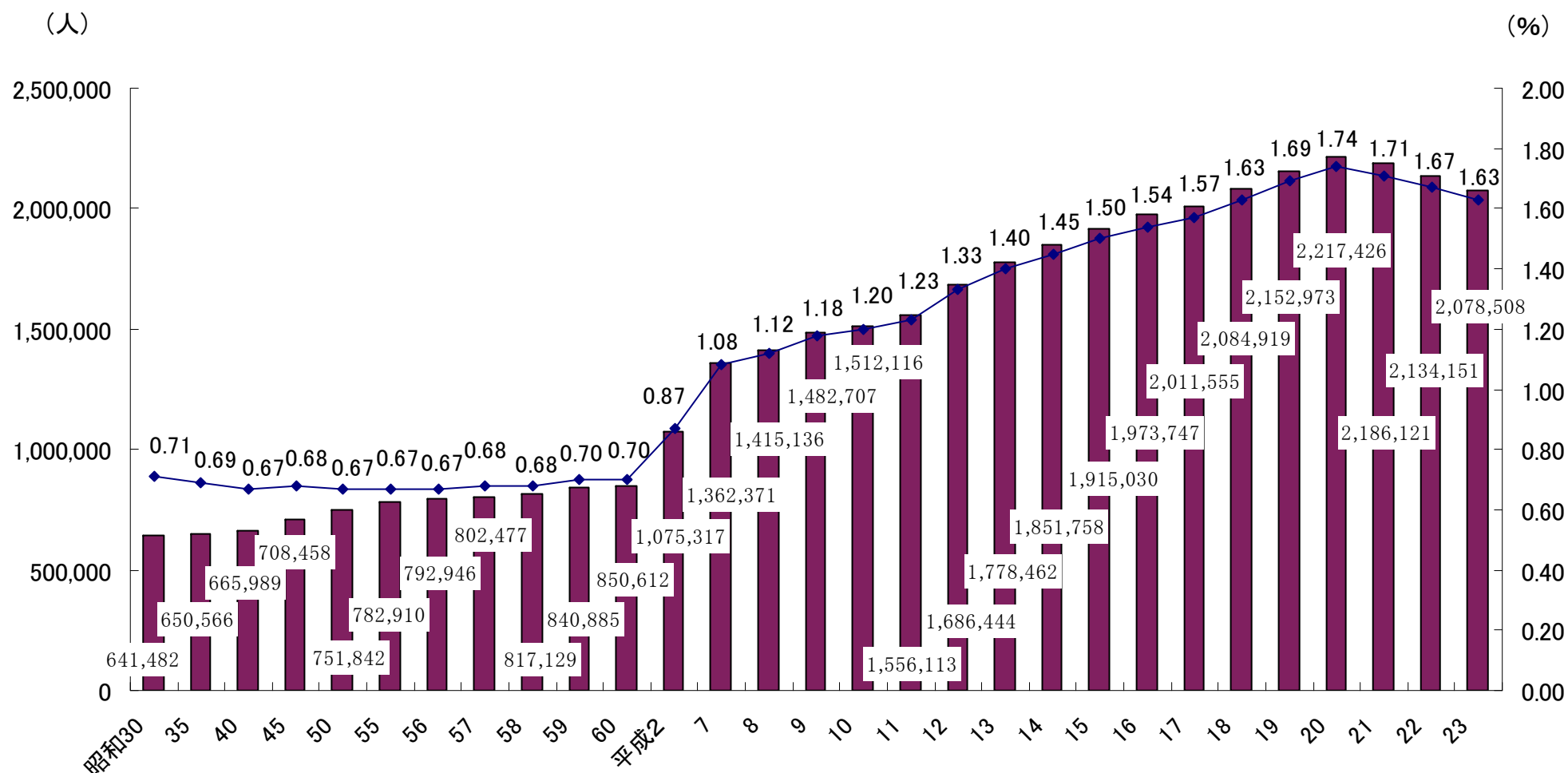


(注1) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(注2) 平成24年の数値は速報値である。

外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

資料2

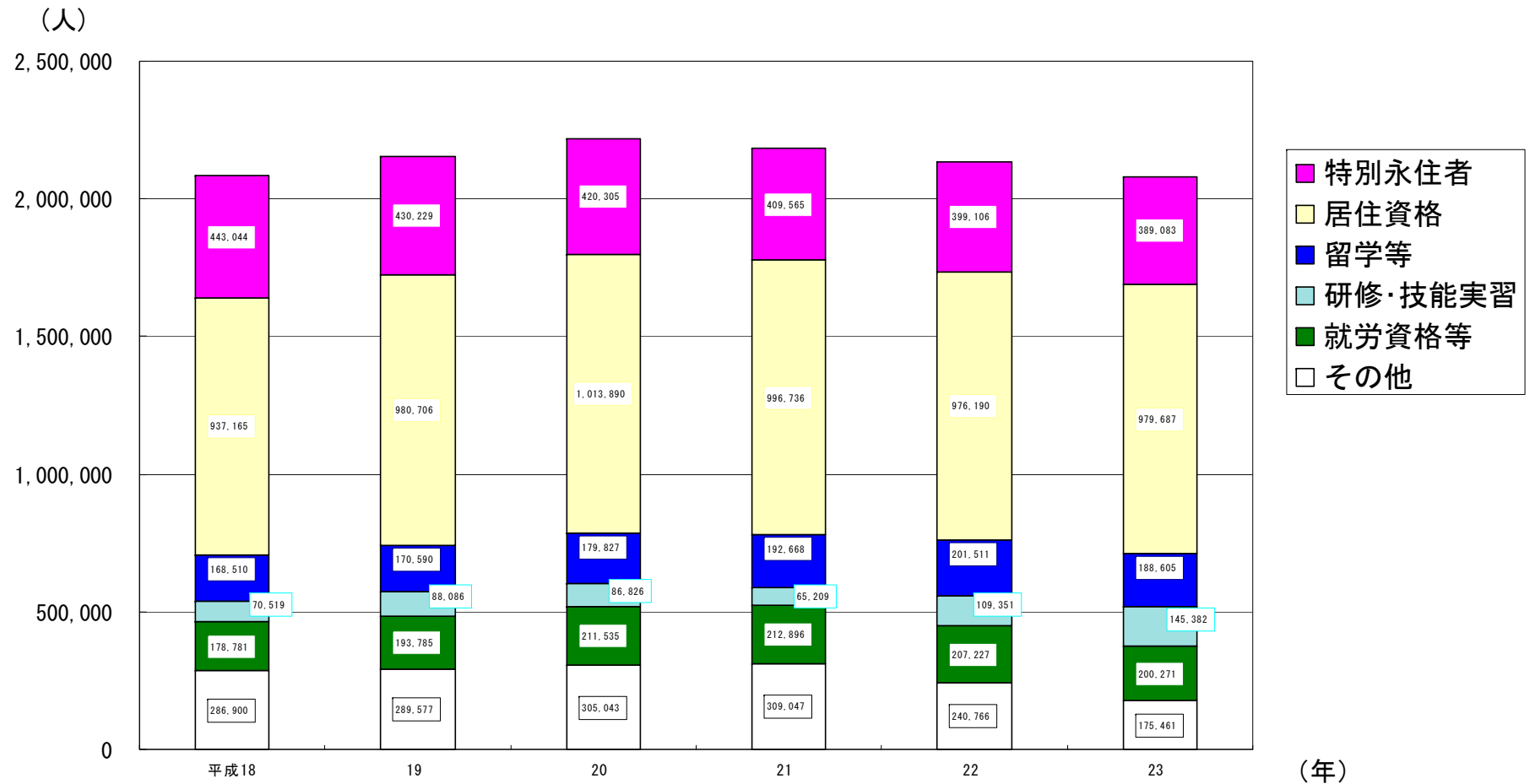


(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

在留の資格別外国人登録者数の推移

資料2

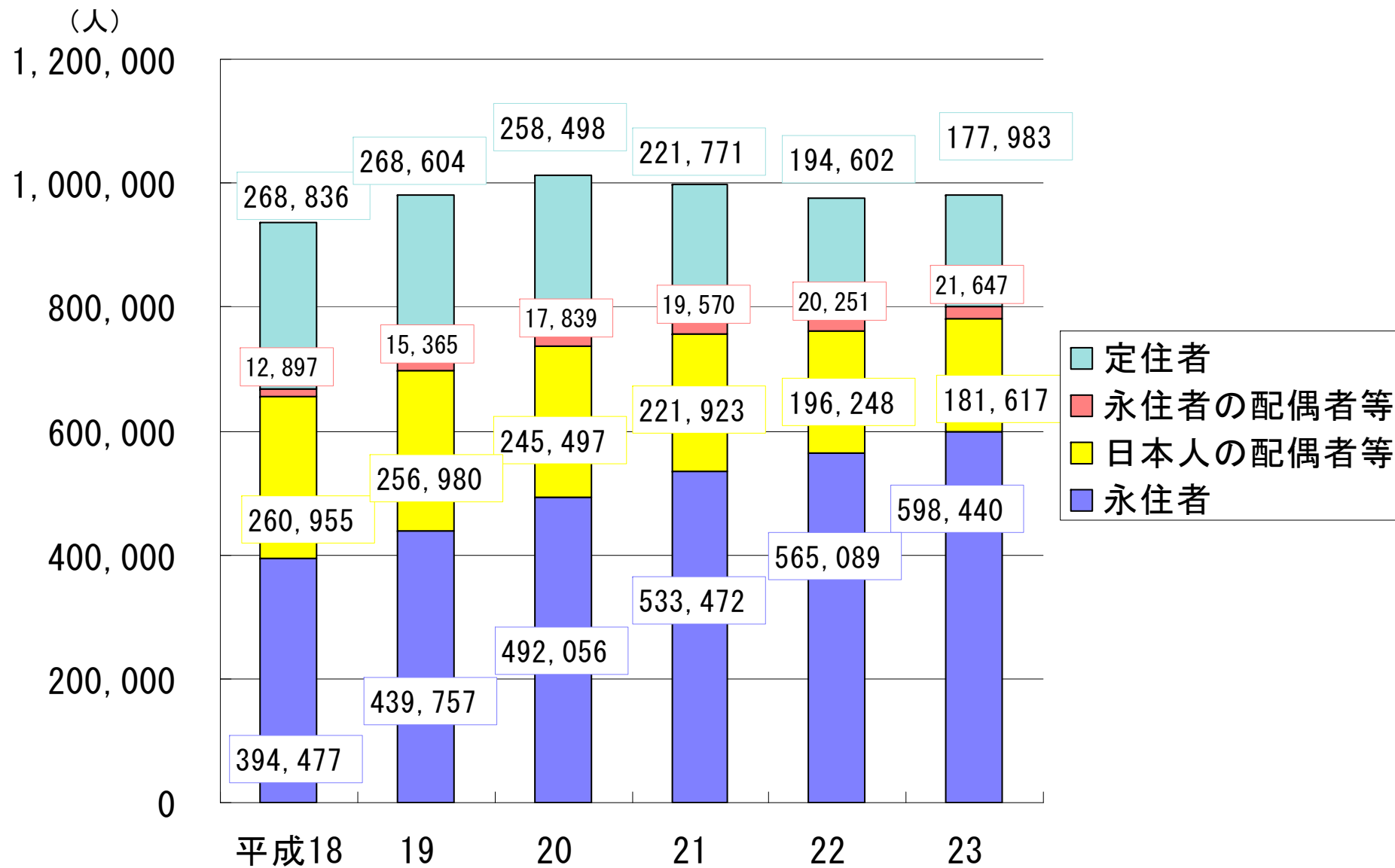


(注)

- ・「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。
- ・居住資格：在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」
- ・留学等：在留資格「留学」、「就学（平成22年から「留学」と一本化）」
- ・就労資格：在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」
- ・その他：在留資格「短期滞在」、「特定活動」、「文化活動」、「家族滞在」や一時庇護等
- ・平成21年までは技能実習の一部は在留資格「特定活動」に含まれる。

居住資格の外国人登録者数の推移

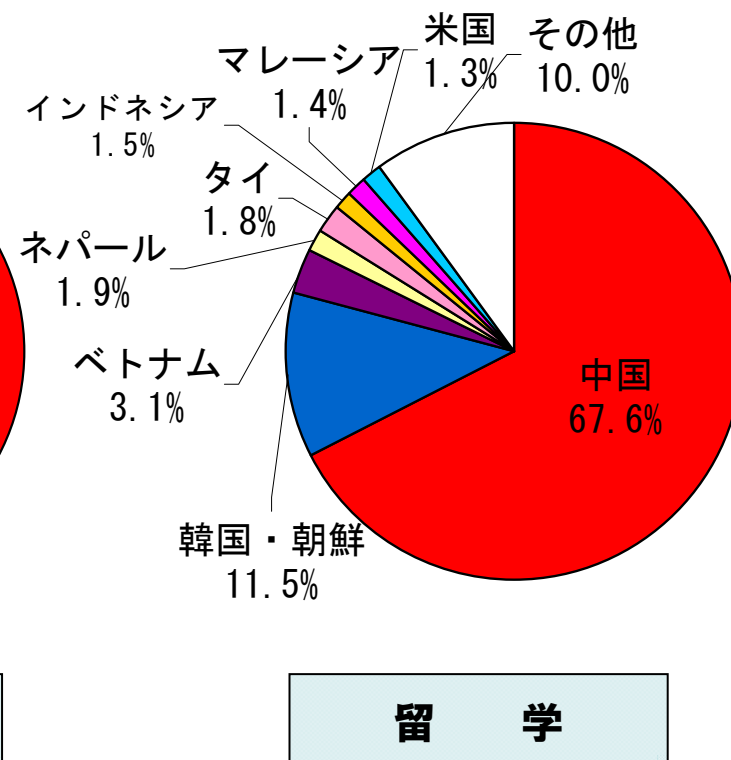
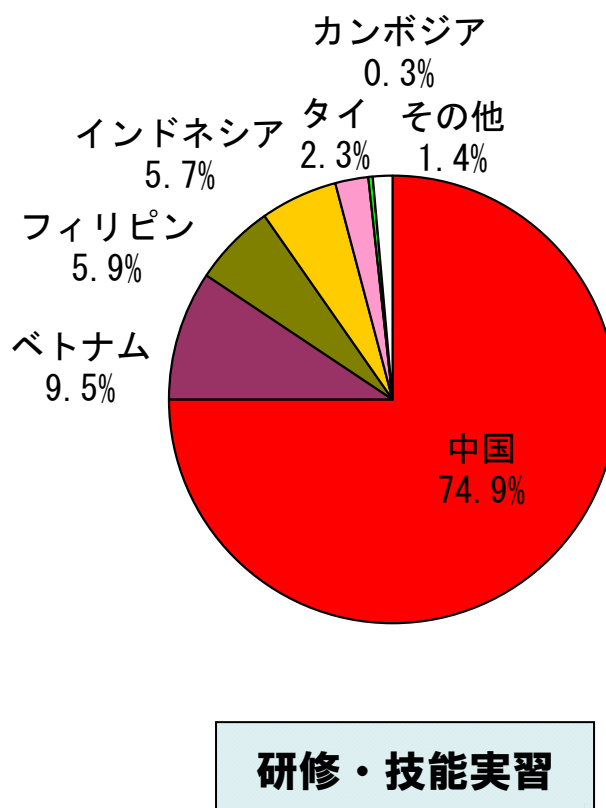
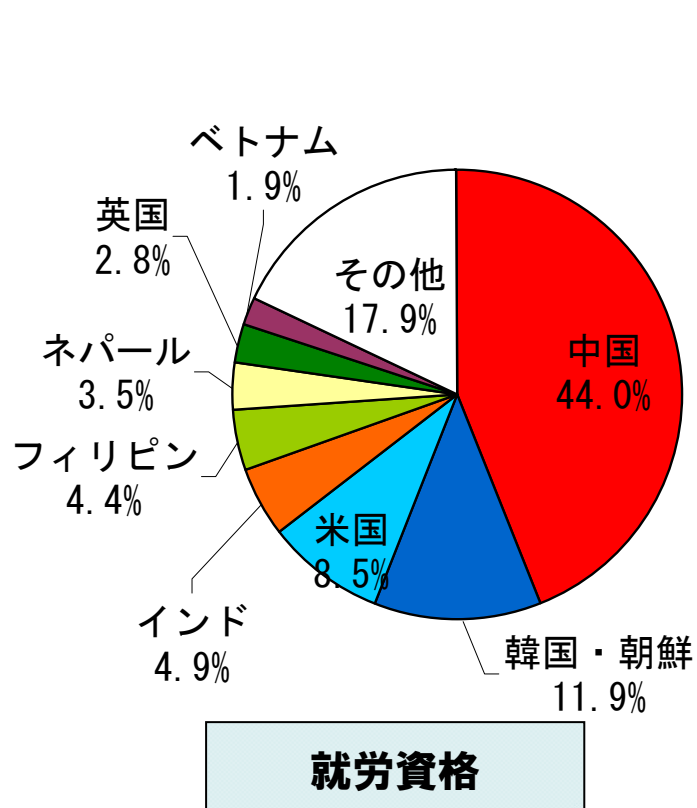
資料2



(注) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

主な在留資格ごとの国籍別外国人登録者割合(平成23年)

資料2

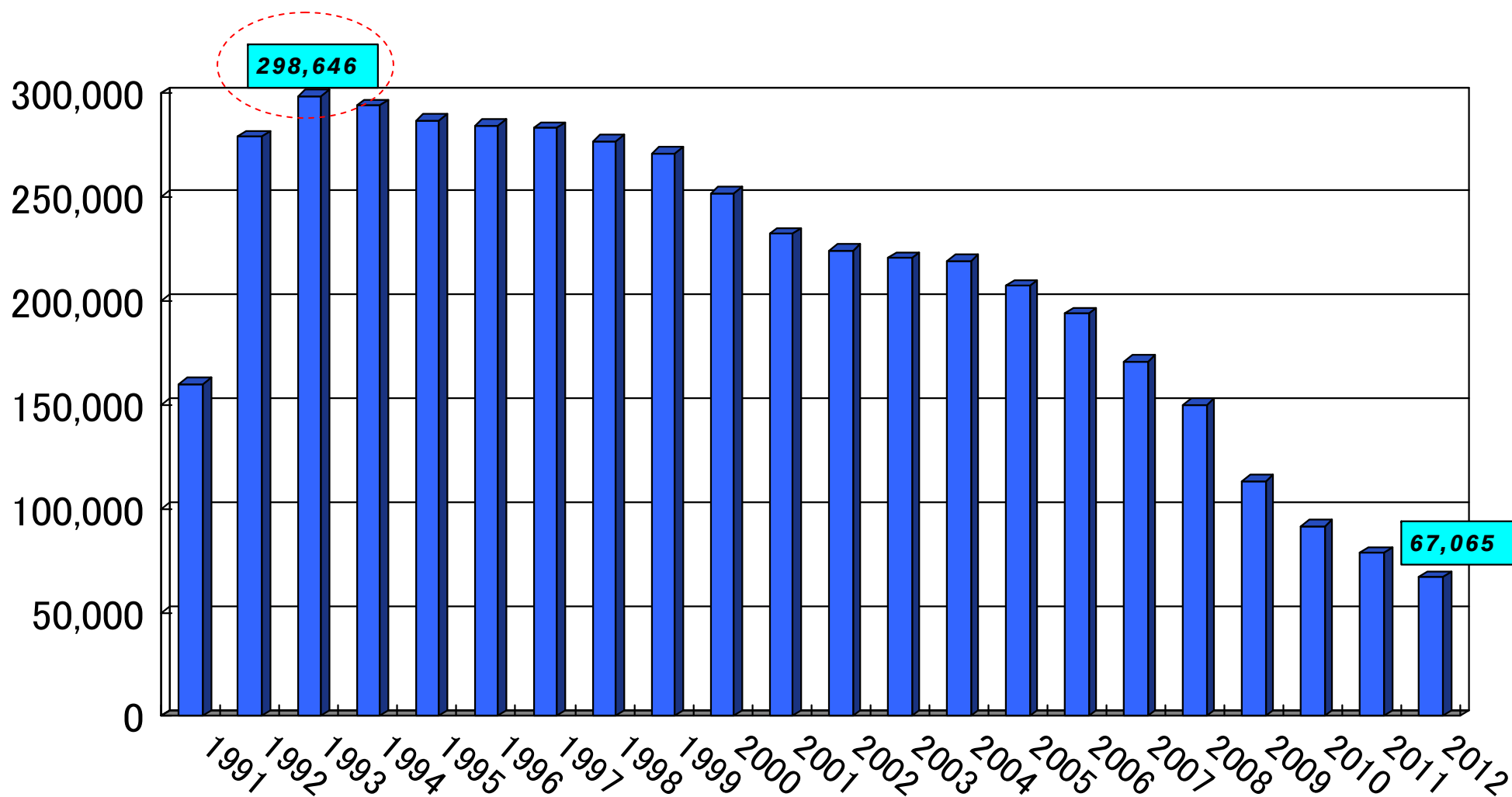


(注)

- ・「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。
- ・就労資格：在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」

不法残留者数の推移

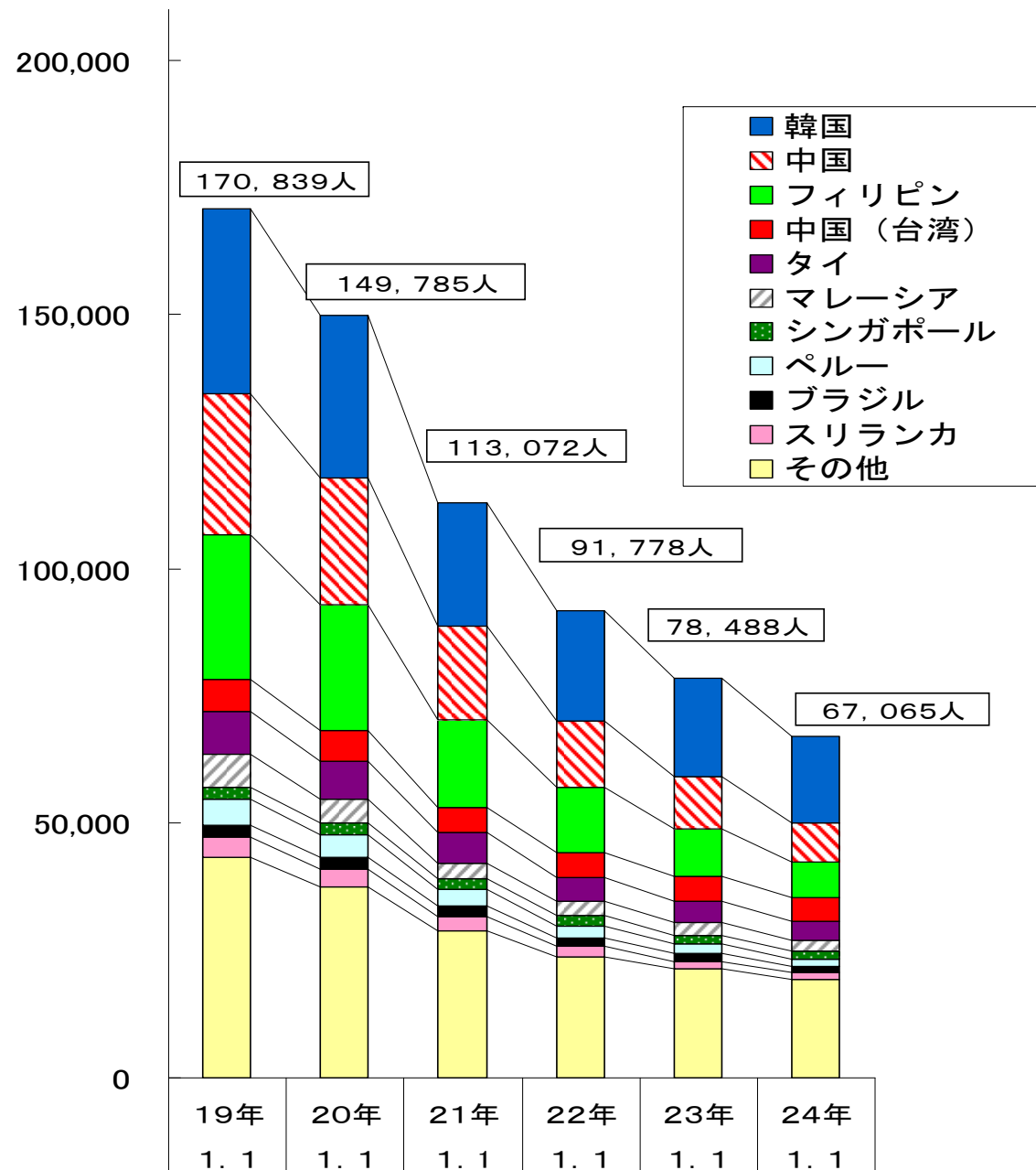
資料2



(注) 1991年～1996年は各年5月1日、1997年以降は各年1月1日の数値

国籍(出身地)別不法残留者数の推移

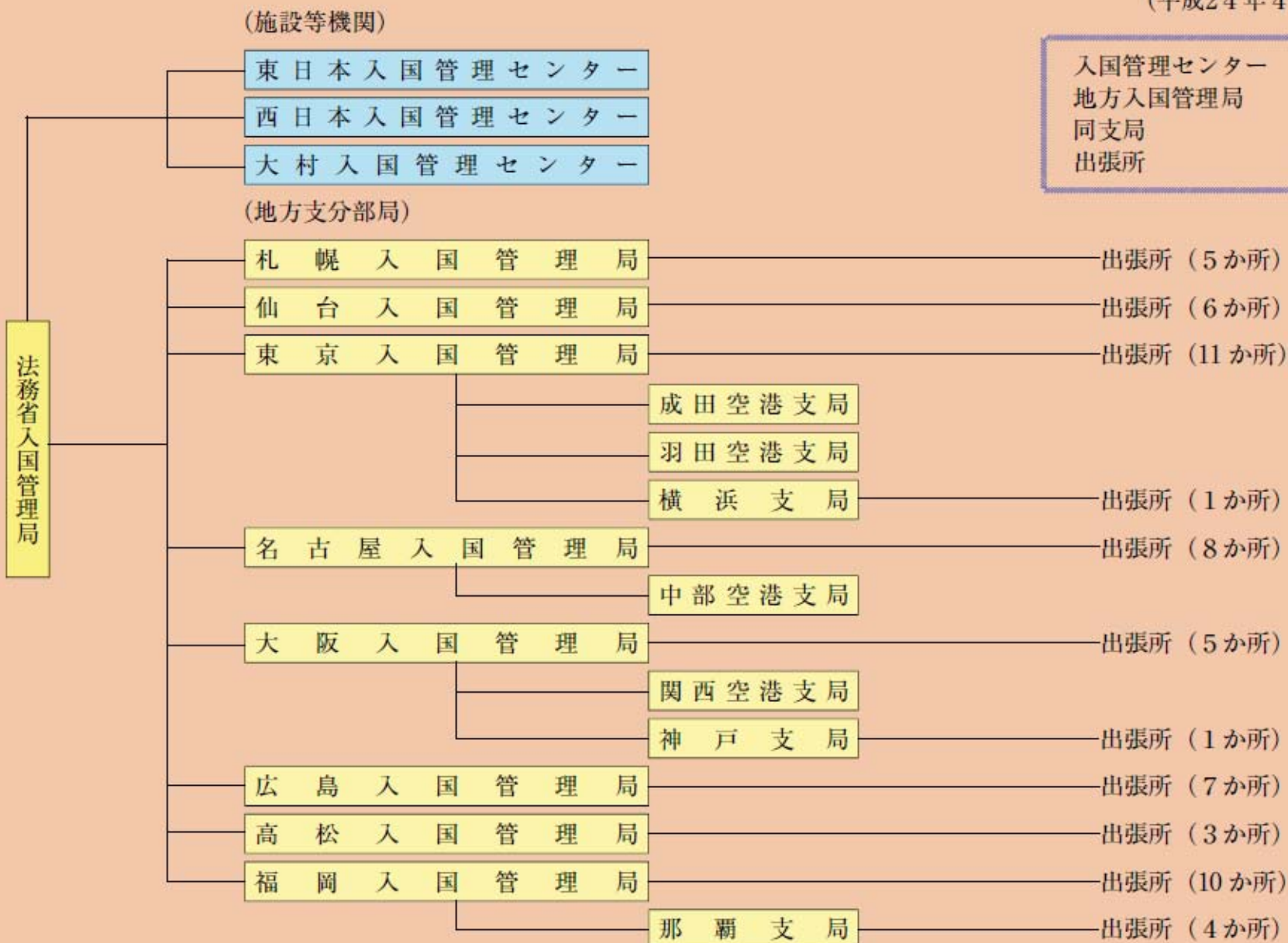
資料2



入国管理局組織表

資料2

(平成24年4月1日現在)



入国管理センター	3か所
地方入国管理局	8局
同支局	7局
出張所	61か所

新しい在留管理制度のポイント

資料2

新しい在留管理制度は、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、そのことによって在留する外国人の方の利便性も更に向上するものです。

具体的には、我が国に中長期間にわたり在留する外国人の方に**在留カードが交付**されます。また、勤め先が変わるなどした場合、届出を行っていただくことが、必要になりました。

一方、**在留期間の上限**を3年から**最長5年**とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とする**みなし再入国許可制度の導入**なども行われました。

なお、新しい在留管理制度の導入に伴って**外国人登録制度は廃止**されました。

ポイント1

「在留カード」が交付されるようになりました

ポイント2

在留期間が最長5年になりました

ポイント3

みなし再入国許可制度が導入されました

ポイント4

外国人登録制度が廃止されました

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「**中長期在留者**」といいます。）で、具体的には、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方等が対象となり、観光目的等で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

対象者は次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

（注）特定活動の在留資格が決定された者であって、亜東関係協会の本邦の事務所の職員若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はそれらの職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を指定されたものが定められています。

今後の出入国管理行政の方針

- 本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく
- 我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全等を守るため、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく
- 我が国における在留外国人の増加、活動内容の多様化等に対応し、在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し、情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに、地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど、外国人の利便性の向上に努めていく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

1 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ

- 高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
- 企業における人材活用の多様化に対応する、企業で雇用される外国人に係る在留資格の見直し
- 資格等によって専門性、技術性が担保されている外国人の受入れの推進
- 企業で雇用される外国人の在留資格審査に係る提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底
- 歯科医師、看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
- EPAで受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れの可否について検討

2 日系人の受入れ

- 地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から、日系人に係る入国等の要件の見直しの検討
- 日系人子女の健全な育成等のための在留期間更新等の審査における就学状況の確認

3 国際交流の一層の推進

- 観光立国実現に向けた取組の推進
- ワーキングホリデー制度等を通じた青少年交流の拡大
- ビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた円滑な出入国手続の検討

4 留学生の適正な受入れの推進

- 「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
- 我が国企業への就職を希望する留学生の在留資格変更手続の円滑化の推進

5 研修・技能実習制度の適正化への取組

- 労働基準監督署等との連携を密にし、技能実習生の保護を徹底
- 積極的な実態調査等に基づく監理団体、実習実施機関の適正化
- 送出し機関の適正化に向けた審査の強化、送出し国への働きかけの強化

6 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 人口減少時代における外国人の受入れの在り方について、国民的議論を活性化し、国全体として方策を検討していく中で、その検討に積極的に参画

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

1 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

- 個人識別情報を活用した上陸審査の推進
- 国内外の関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
- 港湾におけるパトロールなど、船舶等を使った不法入国者への対策の強化

2 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

- 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等
- 不法滞在者の稼働先の分散化等に対応した積極的な摘発等の実施
- 偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施、警察等捜査機関との連携の強化
- 迅速な送還に向けた取組の実施

3 被收容者処遇の一層の適正化に向けた取組

- 入国者收容所等視察委員会の活動等を通じた処遇の透明化・適正化

4 在留特別許可の適正な運用

- 在留特別許可の透明性の向上に向けた取組の推進
- 在留特別許可の適正な運用を通じ、許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化

新しい在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開

1 情報を活用した適正な在留管理の実現

- 在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現

2 外国人との共生社会の実現に向けた取組

- 市区町村等への適切な情報提供等を通じた市区町村が実施する在留外国人への各種行政サービスの向上
- 在留外国人の負担軽減の観点からの在留諸申請手続の簡素化等の推進

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

1 適正かつ迅速な難民認定のための取組

- 難民等の法的地位の早期安定化及び難民認定制度の公正性・中立性の確保

2 第三国定住による難民の受入れ

- パイロットケースの円滑な実施とともに、今後の受入れの在り方の検討

その他

- 出入国管理体制の整備
- 国際協力の更なる推進
- 人身取引被害者等への配慮
- 外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行

①新しい在留管理制度施行後の運用状況を踏まえた出入国管理政策

→新しい在留管理制度を主たる内容とする入管法等改正法附則第61条においては、同制度の施行(平成24年7月)後3年を目途として改正入管法等の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは改正入管法等の規定について検討を加え、必要な措置を講ずることとされているほか、入管法等改正法の審議の際の付帯決議において、永住者のうち特に我が国への定着性が高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うことについて政府が格段の配慮をすべきであるとされている。

②専門的・技術的分野の外国人の受入れ推進

→第4次出入国管理基本計画において、「我が国の経済社会状況の変化等に伴い、専門的・技術的分野の人材の新たな受入れニーズが発生した際には、当該ニーズを的確に把握し、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的・技術的分野と評価できるものについては、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の見直し等を行い、受入れを進めていく。」としている。

③人口減少社会を踏まえた外国人の受入れ政策の在り方

→第4次出入国管理基本計画において、「人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によっても対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。」としている。

④安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者・偽装滞在者の対策の推進

→第4次出入国管理基本計画において、「我が国には、依然として相当数の不法滞在者が潜在しており...(略)...厳格な出入国審査等の水際対策や機動的な摘発等の不法滞在者対策の推進により、これら不法滞在者を更に減少させるとともに、近時、増加が懸念される、偽装婚、偽装留学など身分や活動目的を偽り、正規在留者を装って我が国で不法に就労等する偽装滞在者について、その実態の解明と対策の強化を図っていく。」としている。